

平成29年度

実地指導結果の概要



江東区

平成29年度に区が実施した実地指導において、各事業所に指摘した主な事例は次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に改善を求めました。

I 居宅介護支援

(指定届出に関すること)

- ・介護支援専門員の変更があるにもかかわらず、東京都へ届け出を行っていない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていない事例が認められた。
- ・重要事項説明書を交付し、説明を行い、同意を得る前にアセスメントを行っていた事例が認められた。
- ・アセスメントを実施せず、居宅サービス計画を作成している事例が認められた。
- ・訪問介護計画の提出を求めている事例が認められた。
- ・月ごとの勤務表が作成されていない事例が認められた。
- ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いているにもかかわらず、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ていない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画の原案の内容について、利用者の同意を得ていない事例が認められた。
- ・特段の事情がないにもかかわらず、少なくとも1月に1回、利用者の居宅で面接を行い、モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画を変更する際、文書により利用者の同意を得ていない事例が認められた。
- ・サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画を変更する際、アセスメントを実施していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画を担当者に交付していない事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に福祉用具貸与（特殊寝台）を位置付ける場合に、福祉用具貸与の必要な理由の記載がなく、利用の妥当性を検討しているか確認できない事例が認められた。
- ・運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を利用申込者が見やすい場所に掲示し

ていなかった。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

- ・運営基準に係る規定を遵守していないにもかかわらず、運営基準減算がなされていない事例が認められた。
- ・介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない、並びに、モニタリングの結果を記録していない状態が一月以上継続しているにもかかわらず、運営基準減算がなされていない事例が認められた。
- ・介護支援専門員が居宅サービス計画を担当者に交付していないにもかかわらず、運営基準減算がなされていない事例が認められた。

II 居宅サービス

1 訪問介護

(運営に関すること)

- ・訪問介護を提供した際に、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録していない事例が認められた。
- ・アセスメントを踏まえずに訪問介護計画を作成している事例が認められた。
- ・居宅サービス計画に沿った訪問介護が提供されていない事例が認められた。
- ・サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いているにもかかわらず、利用者及びその家族の同意をあらかじめ文書により得ていない事例が認められた。
- ・訪問介護計画に位置づけていないサービス（軟膏塗布）を提供している事例が認められた。
- ・貴事業所においては、要介護状態区分の変更時について、訪問介護計画を作成していない事例が認められた。
- ・訪問介護計画の内容について利用者の同意ではなく、家族の同意を得ている事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

- ・訪問介護計画に位置付けられた訪問介護の内容が、単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できないとされているが、算定している事例が認められた。

2 通所介護

(人員に関すること)

- ・事業所ごとに置くべき員数の従業者（生活相談員）を配置していることが確認できない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・事故が発生した際に、区への報告を行っていない事例が認められた。
- ・（介護予防）事故が発生した際に、区への報告を行っていない事例が認められた。
- ・アセスメントを実施せずに通所介護計画を作成している事例が認められた。
- ・利用者の提示する被保険者証により、被保険者資格等を確認していない事例が認められた。
- ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族の同意を得ていない事例が認められた。
- ・事業所ごとの勤務表が作成されていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

- ・個別機能訓練加算の算定に係る要件を満たさずに、算定している事例が認められた。
- ・（介護予防）選択的サービス複数実施加算の算定に係る要件を満たさず算定している事例が認められた。
- ・個別機能訓練計画作成後、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認していない事例が認められた。

3 通所リハビリテーション

(運営に関すること)

- ・運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制について掲示していなかった。
- ・苦情を処理するために講ずる措置の概要について掲示していなかった。
- ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族の同意を得ていない事例が認められた。
- ・その他の日常生活費として、日用品費及び教養娯楽費をすべての利用者から画一的に徴収していた事例が認められた。
- ・（介護予防）その他の日常生活費として、日用品費及び教養娯楽費をすべての利用者から画一的に徴収していた。
- ・（介護予防）サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用い

る場合に当該家族の同意を得ていない事例が認められた。

4 短期入所生活介護

(運営に関すること)

- ・短期入所生活介護計画の作成に当たり、その内容について利用者の同意を得ていることが確認できない事例が認められた。
- ・(介護予防) 介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たり、その内容について利用者の同意を得ていることが確認できない事例が認められた。

5 短期入所療養介護

(運営に関すること)

- ・運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制について掲示していなかった。
- ・苦情を処理するために講ずる措置の概要について掲示していなかった。
- ・その他の日常生活費として、日用品費及び教養娯楽費をすべての利用者から画一的に徴収していた。
- ・常勤のユニットリーダーを配置していないユニットがあった。
- ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族の同意を得ていない事例が認められた。
- ・(介護予防) その他の日常生活費として、日用品費及び教養娯楽費をすべての利用者から画一的に徴収していた。
- ・(介護予防) 常勤のユニットリーダーを配置していないユニットがあった。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

- ・一部のユニットに常勤のユニットリーダーが配置されていない月があるにもかかわらず、所定単位数の100分の97に相当する単位数で算定せずに、所定の単位数で算定し請求していた事例が認められた。
- ・(介護予防) 一部のユニットに常勤のユニットリーダーが配置されていない月があるにもかかわらず、所定単位数の100分の97に相当する単位数で算定せずに、所定の単位数で算定し請求していた事例が認められた。

6 特定施設入居者生活介護

(運営に関すること)

- ・特定施設サービス計画の作成に当たり、その原案の内容について利用者の同意を得ていることが確認できない事例が認められた。

- ・(介護予防) 介護予防特定施設サービス計画の作成に当たり、その原案の内容について利用者の同意を得ていることが確認できない事例が認められた。
- ・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合に、利用者の同意をあらかじめ得ていることが確認できない事例が認められた。
- ・(介護予防) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合に、利用者の同意を、あらかじめ得ていることが確認できない事例が認められた。

Ⅲ 地域密着型サービス

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(運営に関すること)

- ・要介護状態区分が変更されたにもかかわらず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していない事例が認められた。
- ・事業所ごとの勤務表が作成されていない事例が認められた。
- ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いているにもかかわらず、当該家族の同意を得ていない事例が認められた。
- ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていない事例が認められた。
- ・サテライト事業所において、利用者の心身の状況について記録がない事例が認められた。
- ・介護・医療連携推進会議をおおむね3月に1回以上開催されていない事例が認められた。

2 夜間対応型訪問介護

(運営に関すること)

- ・オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこととなっているが、なされていない事例が認められた。
- ・要介護状態区分が変更されたにもかかわらず、夜間対応型訪問介護計画を作成していない事例が認められた。
- ・事業所ごとの勤務表が作成されていない事例が認められた。

3 地域密着型通所介護

(人員に関すること)

- ・必要な員数の看護職員又は介護職員を配置していない事例が認められた。
- ・必要な員数の生活相談員を配置していない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族の同意を得ていない事例が認められた。
- ・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえずに、地域密着型通所介護計画を作成していた事例が認められた。
- ・月ごとの勤務表が作成されていない事例が認められた。
- ・管理者が5つの職務を兼務しており、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がないと言い難い事例が認められた。
- ・計画上のサービス所要時間と実際のサービス所要時間が異なっており、地域密着型通所介護計画に基づいたサービス提供が行われていない事例が認められた。
- ・屋外でのサービスについて、地域密着型通所介護計画に位置づけられておらず、また利用者に説明、同意を得て提供されていない事例が認められた。
- ・地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録が行われていない事例が認められた。
- ・従業者の資質の向上のための研修の機会が確保されていない事例が認められた。
- ・非常災害に関する具体的な計画を立てておらず、必要な訓練が行われていない事例が認められた。
- ・秘密の保持の義務のある従業者が、従業者でなくなった後においても、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていない事例が認められた。

4 認知症対応型通所介護

(運営に関すること)

- ・事業所ごとの勤務表が作成されていない事例が認められた。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

- ・看護職員及び介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行われていない事例が認められた。
- ・個別機能訓練計画を作成する前から機能訓練を行い、個別機能訓練加算を算

定している事例が認められた。

5 小規模多機能居宅介護

(運営に関すること)

- ・長期間にわたり訪問サービスの提供実績が全くなかった事例が認められた。
- ・居宅サービス計画のみを作成し、小規模多機能型居宅介護計画を作成していない事例が認められた。
- ・従業者の勤務体制及び勤務実態が明確にされておらず、併設事業所との兼務状況についても明らかでない事例が認められた。

6 認知症対応型共同生活介護

(人員に関すること)

- ・必要な介護従業者が確保されていない事例が認められた。
- ・介護支援専門員が、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督できる勤務体制がとられていない事例が認められた。
- ・(介護予防) 介護支援専門員が、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督できる勤務体制がとられていない事例が認められた。

(運営に関すること)

- ・運営推進会議がおおむね2月に1回以上開催されていない事例が認められた。
- ・(介護予防) 運営推進会議がおおむね2月に1回以上開催されていない事例が認められた。
- ・利用者の心身の状況に応じた、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための適切な技術、知識をもって行われていない介護の事例が認められた。
- ・介護従業者の資質の向上のための研修の機会が確保されていない事例が認められた。
- ・(介護予防) 介護従業者の資質の向上のための研修の機会が確保されていない事例が認められた。
- ・事故が発生した際に、区への報告を行っていない事例が認められた。
- ・(介護予防) 事故が発生した際に、区への報告を行っていない事例が認められた。
- ・管理者の事業所内の一元的な管理及び従業者への指揮命令が十分に行われていない事例が認められた。
- ・(介護予防) 管理者の事業所内の一元的な管理及び従業者への指揮命令が十分に行われていない事例が認められた。

- ・利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮するとともに、利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努めるものとされているが、それらが確認できない事例が認められた。
- ・従業者の勤務体制及び勤務実態が明確にされておらず、管理者の兼務状況についても明らかでない事例が認められた。

IV 施設サービス

1 介護老人福祉施設

(運営に関すること)

- ・施設サービス計画の原案の内容について、文書により入所者の同意を得ていることが確認できない事例が認められた。
- ・協力歯科医院との契約書が作成されていない事例が認められた。

2 介護老人保健施設

(運営に関すること)

- ・運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院について掲示していなかった。
- ・苦情を処理するために講ずる措置の概要について掲示していなかった。
- ・その他の日常生活費として、日用品費及び教養娯楽費をすべての入所者から画一的に徴収していた事例が認められた。
- ・常勤のユニットリーダーを配置していないユニットがあった。

(介護給付費の算定及び取扱いに関すること)

- ・一部のユニットに常勤のユニットリーダーが配置されていない月があるにもかかわらず、所定単位数の100分の97に相当する単位数で算定せずに、所定の単位数で算定し請求していた事例が認められた。